

佐久穂町地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 人口減少や高齢化等の進行が著しい本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図るとともに地域力の維持・強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき佐久穂町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協力隊は、町及び地域住民等との連携を密にし、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 移住交流の促進や就業人口の獲得に関する活動
- (2) 地域活性化に意欲ある外部人材が地域に根付くための支援活動
- (3) 地域資源の発掘と情報発信に関する活動
- (4) 地域の魅力発信に資する都市と地域の交流事業の企画及び実践活動
- (5) 空家情報の収集活動
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた活動

(委嘱)

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 委嘱される前に本町に住所を定めたことがない者
- (2) 三大都市圏をはじめとする都市地域等から生活の拠点を町内へ移し、本町に住民登録することに了承する者（任用される前に既に町内に定住又は定着している者を除く。）であること。
- (3) 本町に1年以上の居住を予定している者
- (4) 地域の活性化に深い熱意と知識を有し、かつ、積極的に活動できる者
- (5) 心身が健康で、地域に溶け込む意思を有し、かつ、誠実に任務を遂行できる者

(委嘱期間)

第4条 隊員の委嘱期間は、1年とし、最長3年まで延長することができるものとする。

2 前項の規定により委嘱期間を延長する場合には、1年ごとに委嘱期間を延長するものとする。

(報償)

第5条 隊員の報償は、月額166,600円とする。

(服務)

第6条 隊員は、常に誠意をもって任務に当たり、その活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報告)

第7条 隊員は、当該月に実施した活動の内容その他必要と認める事項について、翌月の10日までに町長に報告する。

2 隊員は、町から要請があったときは、活動報告会等に出席し、必要に応じて活動状況等について報告しなければならない。

(解嘱)

第8条 町長は、隊員が次のいずれかに該当するときは、委嘱期間中であっても、これを解嘱することができる。

- (1) 本人から解嘱の申出があったとき。
- (2) 法令若しくはこの告示に規定する事項に違反し、又は隊員としての職務を怠ったとき。
- (3) 心身の故障のため、隊員としての活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (4) 隊員としてふさわしくない行動があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が隊員として適当でないと認めたとき。

(町の役割)

第9条 町長は、協力隊の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 隊員の活動に関する総合調整
- (2) 隊員の活動に関する住民等への周知
- (3) 隊員の活動に必要な経費を予算の範囲内で支給すること。
- (4) その他協力隊の円滑な活動に必要な事項

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。